家又出金繰延と合計及借主為住業之人今日迄ニ金ヲ一ヶ月以内ニ決行し出すことを決議し重役並ニ出
氏諸君と共ニ今日迄ニ為替之為ニ金壱万円作ニ至極ニ候ニ付日迄ニ御送付一段血
盟ニ及ひ候事ニ候

◇故障なき迄ニ御ニ

◇建物之完成分無事ニ工事ヲ出すな！

◇重役以下ニ於ハ従業員之為ニ水ヲ与ふるな！

◇必ず全部ニ御ニ

◇共同の敵ニ保険料ヲ負担せしめよ！

一九二八、八二九

日進自動車（運輸）合名従業員会同人等

（別紙）

日時　昭和三年一月十日午後一時

場所　日進ホテル

出席者　会社側　取締役　専務

従業員側　中田、千田、廣木、河井、鶴井　他数名、杉浦、武捲

議事　（速記ヲ省ク）

一、左輪ニ関スル件

日下部ヨリ今回ノ協約ニ関シ別紙ノ如キ申入アリ諸君ノ御意ヲ得ル為メ提出ス

一、業務ニ関スル二、三ノ件

平均賃銀ニ関スル件　平均賃銀ニ関シ十時ヨリ次回ニ

三、事故ニ関スル件

従業員ノ為ニ重大ナル負傷ノ事故ノ場合ハ会社ニ於テ其ノ全額ヲ負担スルコト

従業員ノ重大ナル失ヒ迄ハ其ノ責任ヲ会社ニ譲リ決シテスルコト

後援会員ニ会社ノ積荷ヲ会社ノ為ニ従業員ノ為ニ為ス場合ハ会社ニ於テ

保険ニ加入スル後後会ハ其ノ負担ニ於テ

四、無事故奨励ニ関スル件

満期ニ於テ但シ細則ニ於テ八会社ニ於テ従業員ニ対シ為ス事ノ上決定ス

五、公休制ニ関スル件